

枕崎市キャッシュレス決済消費喚起ポイント還元事業
業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 事業の目的

新型コロナウイルス感染症の影響に加え、コロナ禍における原油価格や物価高騰のあおりを特に受けている市内の飲食店及び宿泊業等の支援につなげるため、普及が進む非接触型のキャッシュレス決済（QRコードやバーコードを読み取るコード決済（以下「コード決済」という。））の手法を用い、利用者に対しポイント還元をすることにより地域内外から消費を呼び込み、市内飲食店等での消費喚起を図るとともにキャッシュレス決済のさらなる普及促進を目的とする。

2 業務概要

(1) 業務名

枕崎市キャッシュレス決済消費喚起ポイント還元事業業務委託

(2) 業務内容

別紙「枕崎市キャッシュレス決済消費喚起ポイント還元事業業務委託仕様書」のとおり

(3) 業務期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

(4) 提案上限額

金19,395,000円（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む。）

ただし、ポイント付与原資（以下「ポイント還元額」という。）については、金13,440,000円（消費税及び地方消費税を含まない。）以上とする。

事務費は、提案上限額からポイント還元額を除いた額の範囲内とする。

受託者が本業務を執行するにあたり必要となる一切の費用を含み、市は契約金額以外の費用を負担しない。

新型コロナウイルス感染症の影響等による本業務の変更・中止については、契約期間、委託料もしくはその両方を変更する契約変更を行う。その際、変更・中止に伴って発生した費用については、別途協議するものとする。

3 選定方式

書類審査とプレゼンテーション審査による公募型プロポーザル方式とする。

4 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で

あること。

- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (4) 公告の日以降において、枕崎市からの指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 企画提案参加申込時点で、国税及び地方税の滞納がないこと。
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者に該当しないこと。
- (7) 過去に自治体と連携し、キャッシュレス決済によるポイント還元事業（以下「キャンペーン」という。）で、一度に4者以上のポイント付与を行うコード決済サービスを実施する事業者（以下「コード決済事業者」という。）を利用した実績があること。
- (8) 鹿児島県内に事業所を構える事業者であること。

5 スケジュール

1 公募開始	令和4年11月11日（金）
2 質問書の受付締切	令和4年11月16日（水）午後5時必着
3 質問書に対する回答	令和4年11月18日（金）
4 参加申込書受付締切	令和4年11月22日（火）午後5時必着
5 参加資格確認結果通知	令和4年11月24日（木）
6 企画提案書等の提出締切	令和4年11月30日（水）午後5時必着
7 プレゼンテーションの実施及び審査委員会開催	令和4年12月7日（水）
8 選定結果通知	令和4年12月8日（木）
9 契約締結	令和4年12月中旬予定

※ただし、各実施日については、事務の都合等により変更の可能性あり。

6 参加申込

- (1) 問合せ先（事務局）

〒898-8501 鹿児島県枕崎市千代田町27番地

枕崎市役所 企画調整課 政策推進係

電話 0993-72-1111（内線219・460）

FAX 0993-72-9436

e-mail seisaku@city.makurazaki.lg.jp

(2) 提出書類

- ① 参加表明書（様式第1号）
- ② 会社概要書（様式第2号）
- ③ 類似業務実績書（様式第3号）及び契約書の写し等履行実績を証する書類
- ④ 財務諸表（貸借対照表・損益計算書）（写し可。直近1事業年度分）

(3) 提出方法

持参又は郵送により、(1)の事務局宛てに提出すること。

令和4年11月22日（火）午後5時（必着）

(4) 結果通知

参加表明書等が、本実施要領「4 参加資格」に定める要件に該当するか等、書面による審査を行い、その結果を令和4年11月24日（木）までに連絡先に記載された宛先に郵送にて発送・通知する。

7 質問及び回答

(1) 質問

メール又はFAXにより、質問書（様式第4号）の事務局宛てに送付すること。

（必ず事務局への着信確認を行ってください。）

受付期間は、令和4年11月11日（金）から11月16日（水）午後5時（必着）まで

(2) 回答

質問の回答は、本市のホームページに掲載し、個別には回答しない。

回答日は、令和4年11月18日（金）まで

8 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

- ① 提案書（様式第5号）
- ② 企画提案書（任意様式）
- ③ 見積書（様式第6号）

※原則、全ての書類をA4サイズ規格での作成とする。ただし、やむを得ない場合はA3サイズ折りたたみでも可とする。

(2) 提出部数

各9部ずつ（うち8部は写し可。ただし、企業名や企業名を特定される部分は削除すること）。

(3) 提出方法

持参又は郵送により、事務局宛てに提出すること。

(4) 提出期限

令和4年11月30日(水)午後5時(必着)

(5) 企画提案書の作成方法

企画提案書には、最低限、次の項目を記載すること。なお、真に必要な場合を除き、提案書等には個人情報やそれを類推されるような情報は記載しないこと。

- ① 本業務についての総合的な考え方
- ② 本事業の業務実施体制(人員配置等)
- ③ 個人情報の取扱・不正利用対策等
- ④ 事業実施スケジュール
- ⑤ 業務委託仕様書の内容を踏まえた実施項目への具体策
 - ・ 本市において最も効果的に本事業を実施することができるコード決済事業者(4者以上)の選定とその選定理由を示すこと。
 - ・ 本事業の仕様書における「業務内容」に基づき、自社の強みが分かるように示すこと。
 - ・ ポイント還元事業における最大限の効果を発揮するため、見積書で掲げたポイント還元額を事業実施期間中に予算額に到達させるための対応策
 - ・ 事業実施期間中においてポイント還元額が予算額を上回る見込みとなる場合の対応策
 - ・ 対象店舗リストの作成及び共有に関するスケジュール
 - ・ 対象店舗及び利用者へのキャンペーン実施内容の周知方法
 - ・ 対象店舗や利用者に対するキャッシュレス決済の促進方法
 - ・ 事業実施期間中の進捗状況の確認及び事業費の管理の方法
 - ・ 対象キャッシュレス決済事業者からの還元時期及び方法
 - ・ コールセンターの運営方法・体制
 - ・ 事業終了後の報告書におけるキャンペーンの効果や市場動向の分析方法
- ⑥ その他特記事項
 - ・ 仕様書に記載されていない提案者からの企画提案があれば示すこと。
 - ・ 企画提案書の最初に、提案書(様式第5号)をつけること。

※企画提案書については、提案者の企業名及び企業名がわかるブランド名、ロゴマーク等は一切記入しないこと。

9 プレゼンテーションの実施

(1) 実施日時・場所

日時：令和4年12月7日(水)午後(予定)

場所：枕崎市役所本庁舎内

※詳細な時間及び場所は、参加申込結果通知時に連絡する。

(2) 出席者及び実施方法

プレゼンテーションへの参加者は、1提案者あたり4名以内とし、本業務を受託した際に担当予定の者が事前に提出した提案書に基づき説明すること。(当日の資料配布は認めない。)なお、必要に応じてパソコン等を持ち込み、プロジェクターに投影して説明することを可能とする。

(3) 実施時間

1提案者30分以内(プレゼンテーション15分・質疑応答15分)とする。

(4) プレゼンテーションは非公開とする。

10 評価方法及び結果通知・公表

(1) プロポーザル審査委員会の設置

本業務の公平・公正性と受注候補者選定に係る透明性を確保するために、枕崎市キャッシュレス決済消費喚起ポイント還元事業業務委託審査委員会(以下「委員会」という。)を設置し、提案者の企画提案書及びプレゼンテーションの内容について評価基準に基づき審査を行う。

(2) 評価項目

- ① 類似業務実績
- ② 経営規模
- ③ 業務実施体制
- ④ 対象店舗の選定業務
- ⑤ キャッシュレス決済の促進
- ⑥ 決済及びポイント還元にかかる業務
- ⑦ 広報活動
- ⑧ 問合せ対応業務
- ⑨ 見積額 等

(3) 受託候補者の選定

審査委員会は、企画提案書の内容とプレゼンテーション・価格等について、各委員の採点を合計し、最も高い者を優先交渉権者として決定する。

この場合において、合計点が最も高い者が2者以上あるときは、審査委員会で採決し決定する。

企画提案者が1事業者であっても、プレゼンテーションを実施し、最低基準を満たさなかった場合は、再度公募を行う。

(4) 審査結果の通知

審査結果を書面により参加提案者に通知するものとする。

(5) 審査結果の公表

審査結果を書面で通知後、速やかに本市のホームページ上で公表する。

公表する内容は、優先交渉権者と次点交渉権者以降の名称のみとする。なお、審査内容・結果等についての問合せには一切応じない。

11 資格の喪失

次に掲げるいずれかに該当した場合には、失格とする。

- ① 参加申込書又は提案書類について、提出期限を過ぎて提出された場合。
- ② 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- ③ 見積金額が、提案限度額を超えている場合。
- ④ 「4 参加資格」の事項を満たさなくなった場合。
- ⑤ プレゼンテーション開始時間までに会場に来なかった場合。
- ⑥ 審査の公平性を害する行為があったと市が認める場合。

12 契約に関する事項

(1) 契約の締結

市と選定された優先交渉権者は、仕様書及び見積書等についての協議を行った上、契約を締結する。ただし、優先交渉権者と協議が整わない場合は、次点交渉権者と協議を行うこととする。なお、委託契約額は市の予算の範囲内の額とする

(2) 支払方法

契約代金の支払いは、業務完了後とする。ただし、ポイント還元額については、市と協議の上で決定した額を業務完了前に支払うことも可能とする。

13 その他留意事項

- (1) 本企画提案に係る諸経費等は、提案事業者の負担とする。
- (2) 参加申込書の提出後、本プロポーザルへの参加を辞退するときは、書面により届け出ること。
- (3) 原則として、提出物は返却しない。
- (4) 提出期限以降の書類の提出、再提出、差し替え等は一切認めない。
- (5) 提出された書類は、審査目的以外には使用しない。
- (6) 提出された書類は、審査の範囲内で複製することがある。
- (7) 本企画提案への参加及び不参加を問わず、本業務において知り得た情報（周知の情報を除く）は、本業務の目的以外に使用又は第三者に開示もしくは漏洩してはならない。
- (8) 本プロポーザルにかかる提案は、1つの提案者につき1つとする。
- (9) 提案者が1者のみの場合でも、本件プロポーザルは成立するものとする。
- (10) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、枕崎市情報公開条例に基づき対応する。